# 改正概要説明書

国名: カナダ 法令名:特許法

**改正情報:** 2021 年 6 月 30 日公布、2022 年 11 月 16 日施行

#### 改正概要

・「特許代理人」が、特許及び商標弁理士法第 2 条で新たに定義され(第 2 条)、これに伴い、特許代理人登録簿の廃止(第 12 条(j)項、第 15 条)、特許代理人に「免許が停止されていない」要件の追加(第 12 条(j.01)項)、代理人の不法行為に関する規定の廃止(第 16 条)、カナダ以外の国の特許代理人規定の整理(第 16.1 条(4))及び特別扱いの通信に関する再規定(第 16.1 条(1))を行った。

- ・公共の福祉等の目的のため特許発明の例外として医薬品の発明の実施しその販売申請を長官が許可する際に、医薬品の販売先となる政府等の機関名等の情報及び別途規定されるその他の情報の提供が新たに義務付けられた。(第21.04条(2)の(f)及び(g))
- ・放棄したものとみなされる出願として、遅延手数料を2月以内に納付しなかった場合 (第73条(d))及び長官の「審査請求の要求」に関する通知に記載された期限まで応答 しなかった場合(第73条(e))が追加された。
- ・特許医薬に加え、補充的保護証明書により保護される医薬も特許医薬と同等に取り扱うことから、「医薬」及び「権利保有者」の定義を新設し(第79条)、従来の「特許医薬」を「特許された又は保護された医薬」に(第79条)、従来の「特許」を「特許又は補充的保護証明書」に(第80条以下)、従来の「特許権者」を「権利所有者」に(第80条以下)文言の修正を行った。
- ・価格引下げに関する命令から「程度」を削除して明確化し、医薬はカナダ市場販売品に限定することなく命令できることとした。また、命令の期間に関する規定を削除した (第83条(2)(b)及び(3)(a))。
- ・第 100 条に拘わる報告書が、権利所有者(第 82 条(2))に加え、元の権利所有者(第 81 条(1))及び過当競争に拘わる権利所有者等(第 83 条)が加わった。

# 改正内容:

# ・第2条

「特許代理人」が、新たに定義された。

# ·第12条j項、j.01項

特許代理人登録簿に拘わる規定が廃止された。

# ·第12条j.01項

特許代理人に「免許が停止されていない」との要件が加わった。

# ・第15条

特許代理人登録簿に拘わる規定が廃止された。

# ・第16条

特許代理人又は弁護士の不法行為等に拘わる規定が廃止された。

#### • 第 16.1 条(1)

特別扱いの通信の対象が「特許代理人とその依頼人との間の通信」と再規定された。

# ・第16.1条(4)

国外の特許代理人の規定が、国外の「特許代理人<u>として行為する権限</u>を付与されている個人」から国外の「特許代理人<u>と同等の行為をする権限</u>を付与されている個人」に変更された。

# ・第16.1条(5)

「特許代理人登録簿に記入されている個人」が「特許代理人」となり、さらに、上記(4)と同じ変更がなされた。

# 第21.04条(2)の(f)及び(g)

特許発明の医薬品を国等への販売申請の許可において情報に関する規定が2項追加された。

#### ・第73条(1)の(d)及び(e)

手数料未納に基づき放棄と見なされる出願に関する規定が改正された。

#### · 第 78. 22 条(b)

1989年10月1日前の出願日を有する特許出願に係る法定代理人について、第15条の廃止に対応した文言の修正を行なった。

# ・第79条

「医薬」を定義した。「権利所有者」の定義を行なった。医薬及び農薬に係わる発明について、特許権者又は補充的保護証明書の恩典を享受する者を加えた者と定義した。

# ・第80条から第83条まで及び第100条から第101条まで

「特許権利者」を「権利所有者」に変更し、「特許」を「特許又は補充的保護証明証」に変更する改正を行った。

# ・第83条(2)(b)及び(3)(a)

特許権者が販売する価格を「命令で定める<u>程度</u>まで、かつ、命令で定める期間引き下げること」を「命令で定める範囲及び期間の価格に引き下げること」にした。

# ・第 100 条(2)(b)

特許医薬価格監視機関への報告書の対象が、元の特許権者から、元の権利所有者及び権利所有者となり、報告書の提出根拠が第82条(2)に加え、第81条(1)及び第83条が加わった。